広報ふじ

（毎月1日発行）

静岡県富士市平垣279番地
発行所　富士市役所
発行人　富士市長　遠藤修治
印刷所　加藤印刷所
No. 67
昭和36年2月1日発行

人口の動き

人口総数	46,670	男	23,393
世帯数	9,206	女	23,277
転入	211	出生	95
転出	160	死亡	28
婚姻 71	離婚 3	死産 11	

（昭和36年1月1日現在、住民登録による）

気軽に市民相談室へ

陳情•要望など親切に処理

新しい市民課発足と同時に市民みなさんの苦情や要望などを直接お聞きする「市民相談室」が市役所本庁正面玄関をはいりますと、市民課のすぐ北側にあります。この市民相談室の仕事は、いうまでもなく市役所の仕事に対する要望、苦情、陳情はもとより個人的な問題まで相談に応じ従来はとかく立ち消えになつたり、スムースに回答や処理がなされない状態にあつたものを確実にあくまでも相談者の納得のいくような回答をもつて処理していきます。この相談にあたつては、係の判断によつて関係のある係や課長に連絡して相談者と面接し更に必要な場合や事前に連絡のあつたものについては市長をはじめ助役、収入役等の出席を求め進んで面接に応じ市民の利便の上に立つた運営をしていくことになつております。そして市内の関係諸団体はもとより、県民相談室、あるいは国の行政管理庁とも有機的な連絡を保ちつゝあらゆる相談サービスを行ないその他庁内の案内や市三役、課長、一般職員と直接面接する場合は即時取次ぎもいたします。相談室の機構発足当初の職員は室長と受付係が二名おり籍は市民課に属しますが、仕事そのものは独立しております。ご相談については、受付から回答まで一切責任を持ち、即答のできかねるものについては、短期間に回答が得られるよう関係者の尻をたたいて追求する等事務的な権限を持つており、あくまでも市民サービスの立場にたつた白紙の状態で相談にあたり、絶対に秘密を守るのが立前となつております。市民相談室は市民みなさんの話の広場であります。

この市民相談室は全国の市町村でもかなり以前から行われており、県下では浜松、清水、三島、御殿場、袋井等ですでに実施しております当市でもこんど市民課の設置に伴い相談室を設けましたが、将来は料理、育児婦人相談あるいは法律相談、身の上相談などの活動も積極的に行い、更には「話の広場」といつたようなものをもつて真に健康的で明るい街づくりをモットーに活躍を続けるよう努力していきたいと思います。市民のみなさん何はともあれ世間話をするつもりで多くの市民が気軽に「市民相談室」をご利用下さい。

市民の利便を重点に

窓口事務を一本化

市民課•市民相談室を新設

◇市の行政活動は、市民の〝ゆりかごから墓場まで〟といわれるように、出生◇
◇から死亡まで、文字どおり私達の生活と最も深いつながりをもつている事は◇
◇皆様ご承知の通りです。その「お役所」は、民間会社と比べると発展向上が◇
◇なく昔のままの姿であつたのです。このたびわたくしたちの富士市では「お◇
◇役所仕事」といわれていたいろいろの事務について少しでもよいものに（合◇
◇理化、能率化）し市民のみなさまへのサービスの向上を図りたいと考えてそ◇
◇の方針をたててきたのであります。さいわい議会の全面的な支援を得又、市◇
◇民の皆さんの心からのご声援をいただいて着々準備を進めてきたのであります◇
◇すがこのたび二月一日を機会に事務を改善し今までの戸籍課をなくし新しく◇
◇市民課と市民相談室がお目見えすることになりました。◇

行政事務の改善

市民サービスの向上

市庁舎は、合併後一時旧富士町役場（本市場）にありましたが、その後昭和三十年現在の場所に移り今日に至つております。処が最近の目ざましい市政の進展により人口は増加し又行政法規等の改正などにより窓口事務は複雑化し、市民の皆さんに相当ご迷惑をお掛して参りましたが、この度の市役所事務改善については、昨年夏、行政事務改善委員会が設置され根本的な改善をするため調査研究に基づくものであります。第一に市民課及び市民相談室の設置と言うことになつたのです。

市民課はいままでの市役所内各課にあつた窓口事務をここにあつめいろいろの届書の提出や証明書の交付などをとりあつかう皆さんに最も関係の深いところです。また市民相談室は皆さんのご希望や苦情その外何んでもご相談に応ずるところです。これ等の事務改善はまだほんの一端で、これからも引続いて市民の皆さんえのサービスや経費の節減のため市役所の事務を改善してまいりたいと存じますので市民の皆さんの積極的なご協力とお力添えをお願い致します。

（下の写真はキャビネット）

市民課では

こんな仕事をする

いま私たちが市町村事務を見ると住民が他市町村へ転出する場合戸籍、税務、保険、配給など住民の権利、義務に関するいろいろの手続を各課の窓口を回り一日役所で時間を浪費させられている。これを是正するため職能化理論による窓口一本化を研究しすでに相当の効果をあげているところもある。

この窓口一本化は改革の中心となる住民にご迷惑をおかけしていたいろいろの役所内の窓口事務を一カ所に集中し、各窓口に附帯してある住民の権利義務に関する諸台帳の統括により転記事務を減少させる。

○これら集合された諸台帳をカード化し、能率的に整備保管するためファイリングキャビネット（文書整理保管器）にて一世帯単位に格納する。

○戸籍原本の管理方式を近代的なものに改善する。

○窓口事務に関する帳票を改善〝証明〟〝閲覧〟〝交付〟〝登録〟〝申請〟等の手続及び住民の異動に関する諸届出事務についてはワンライティング・システム（一つの流れ処理方式）を採用する。

○窓口の一本化の立前から〝手数料〟〝使用料〟（市民課の窓口ナプシュレクスター（合録印録器）を採用し〝合理的〟な事務処理を行う。

○原則的には各課の窓口事務がなくなるので窓口用カウンターを取除く。

次に市民課の組織図と事務分掌を参考迄に記します。

お願い

このたびの新しい事務へのきりかえによつて、その取扱に担当職員がなれますまでは多少のご不便をおかけいたすかと思いますが、これが本来のはたらきをするようになりますと、いままでより便利に又早くなりますのでその間はしばらくどしんぼうをお願いいたします。

市民課事務分掌表

	市民課	いままでの課
1.	戸籍に関すること	戸籍課
2.	住民登録に関すること	〃
3.	外国人登録に関すること	〃
4.	印鑑登録に関すること	〃
5.	人口動態及相続税法に基く報告に関すること	〃
6.	破産、禁治産、準禁治産及び犯罪者名簿に関すること	〃
7.	主要食糧配給に関すること	商工課
8.	埋火葬死産に関すること	衛生課
9.	霊柩自動車運送事業に関すること	〃
10.	自動車臨時運行許可に関すること	総務課
11.	国民年金に関すること	保険課
12.	国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること	〃
13.	姙娠届の受理、母子手帳の交付に関すること	衛生課
14.	畜犬登録に関すること	〃
15.	国民健康保険、助産費葬祭費の支給に関すること	保険課
16.	諸証明及び閲覧等手数料収納に関すること	市金庫
17.	勤労者会館及び市役所グランド使用許可取次に関すること	厚生課
18.	自衛官の募集事務に関すること	総務課
19.	市民課専用公印管理に関すること	新設
20.	上記以外の申請、届、願等の受付に関すること	各課
21.	一般文書の浄書、議案、通知等の謄写印刷及び各種税令書、納額告知書の作票に関すること	新設
22.	事務機械の整備、管理に関すること	新設
23.	市民の請願、陳情の受理に関すること（市民相談室）	〃
24.	市民の苦情、相談等の受付、処理に関すること）	〃
25.	市民と庁内各課との連絡に関すること（〃）	〃
26.	その他市民サービスに関すること（〃）	〃

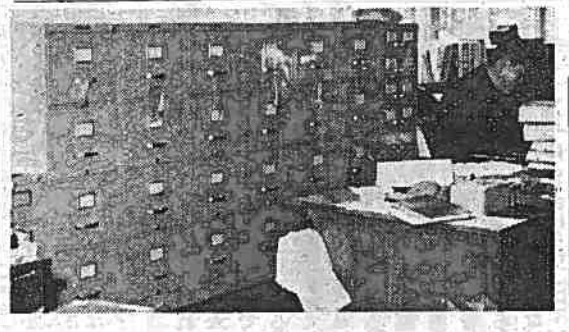

市民課組織図

市民課長
- 窓口係-（サービス担当）-（受付担当）-（交付担当）
- 資料係-（調査担当）-（証明点検担当）-（戸籍記載）
- 年金係-（受付担当）-（事務担当）
- 浄書計算係-（浄書印刷作票計算担当）
- 市民相談室

タバコ消費税は

市税の中約6％を占め
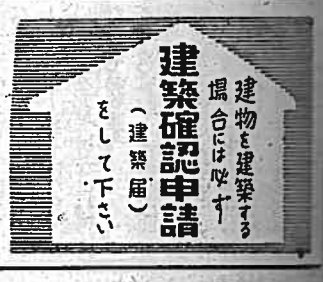
市の大きな財源になつています